

吉備中央町建設工事等最低制限価格取扱要領

令和 7 年吉備中央町訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、吉備中央町が発注する建設工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の競争入札において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 2 項(同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。)及び吉備中央町財務規則(平成 16 年吉備中央町規則第 46 号)の規定に基づき、最低制限価格を設定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 この訓令により最低制限価格を設定する対象は、競争入札に付する建設工事とする。ただし、町長が対象工事の性質、目的その他特別の理由があると認めるときは、最低制限価格を設けないことができる。

(最低制限価格の設定)

第 3 条 最低制限価格は、予定価格に基準率から変動率を引いた差を乗じて得た額とする。ただし、算出された価格の千円未満は切り捨てるものとする。

2 建設工事における基準率は、第 1 号から第 4 号までに掲げる額の合計額を予定価格で除して算定するものとする。ただし、その率が 100 分の 92 を超える場合にあっては 100 分の 92 とし、3 分の 2 に満たない場合は 3 分の 2 とする。

- (1) 直接工事費に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

3 変動率は、次の計算式により算定する。

変動率 $=0.002 \times X + 0.0002 \times Y$ X 及び Y は入札時に吉備中央町電子入札実施要領(令和 2 年吉備中央町告示第 47 号)に規定する電子入札システムから発生させた数値とする。

4 前 3 項の規定に関わらず、町長が特に必要があると認める場合は、最低制限価格は、100 分の 92 から 3 分の 2 までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額とすることができる。ただし、その額の千円未満は切り捨てるものとする。

(入札参加者への周知)

第 4 条 最低制限価格を設定するときは、指名通知書又は入札公告等に最低制限価格を設定することを記載し、入札参加者に周知する。

(落札者の決定)

第 5 条 最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年8月25日訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行し、同日以降に契約を締結する建設工事から適用する。